

## 審査の結果の要旨

氏名 西村 亮彦

海外の大都市や歴史的都市に比べ、わが国の都市部におけるオープンスペースは、決して好ましい状況にあるとは言い難い。画一的な手法の下に駅前広場や児童公園が、全国各地で整備されてきた。また近年では、公開空地という形で都心部を中心に数多くのオープンスペースが創出されてきたが、これらの多くもパブリックスペースとしての機能を十分に発揮しているとは言い難い。本論文は、都市のオープンスペースが市民の多様な活動を受け入れるパブリックスペースとして機能するための条件を明らかにすることを目的としている。

具体的な調査対象地として、伝統的に多様な屋外活動が活発で、近年、積極的にパブリックスペースの整備が進められてきたメキシコ・シティ旧市街を扱っている。フィールドサーベイ、行政関係者への聞き取り調査、法令の調査、行政手法の調査を重ね、これをベースに都市のオープンスペースにおける公共性が生成されるメカニズムについて論じたものである。本論文は、空間の利用という側面から都市の公共性を捉えることを試み、行政機関にとっての公共性「オフィシャル・パブリック」と、市民にとっての公共性「シビル・パブリック」の2つの公共性のバランスから都市空間の公共性が成り立っているとの仮説から、調査で得た情報を読み解いている。

第一章では、研究の背景や目的、手法を説明した上で、関連研究のレビューを行なっている。

第二章では、メキシコ・シティ旧市街におけるオープンスペースを、空間形態と立地に着目して分類し、これらの基礎条件が空間の利用に与える影響を明らかにしている。対象地域において展開するオープンスペースの雑多な利用を、活動目的と活動形態の組み合わせから分類整理している。その上で、オープンスペースの空間構造や対象地域の都市構造が、各オープンスペースの利用に与える影響を、独自に収集したデータを用いて明らかにしている。

第三章では、各種法規の下で、オープンスペースがどのように位置づけられているのかを明らかにしている。公共財の管理に関する法規にはじまり、公共財の利用に関する法規、特定の活動に関する管理法まで、関連法規の幅広い収集と分析を行なっている。これはメキシコ国内の法学分野においても前例がない成果として、すぐれた成果と言える。また、露店における物品販売などの一部の活動については適切な管理法がないことや、公衆道徳に関わる規定が恣意的に判断できることなど、法的枠組み自体に行政機関の柔軟な対応が担保されていることを見出したことは、貴重な成果と言える。

第四章では、第三章でレビューした法的枠組みを、各行政機関がどのように運用し、オープンスペース

における活動の規制管理を行なっているのかを明らかにしている。その中で、まず、実際の活動の許可を発行する権限は、基本的に区に属しているものの、メキシコ・シティ旧市街の場合、地区の歴史的・社会的重要性を理由に、DF(メキシコ・シティ連邦地区)の行政機関や国の機関が連携して、多層的な規制管理が実現していることを明らかにした。また、適切な管理法が存在しない活動や、合法だが恣意的な判断の余地が残されている活動については、行政プログラムの運用や現状に即した判断を通じて、柔軟な規制管理が行なわれていることを明らかにした。

第五章では、近年取り組まれてきた旧市街再生事業の分析を通じ、行政機関がどのように公共性の調整と創出に取り組んできたのかを明らかにしている。中でも、2007年から本格的に始まる現エブラルド政権の再生プロジェクトを現在進行形で追跡調査し、分析を行なっている。エブラルド政権が、パブリックスペースの整備を一つの鍵として、旧市街の広範囲に渡る本格的な再生を実現したことや、大規模な露店整理によってオープンスペースをインフォーマルな商業による占有から解放したことに対して、成功の要因はエブラルド知事が新たに設立した直属機関のACHやAEPを中心とする分業体制にあったことを指摘したことは、大きな成果と言える。また、一連のプロジェクトの中でも、連続した歩行者専用街路を旧市街に通す「歩行者回廊」プロジェクトが、歩行者の便宜を図るだけでなく、街路に文化的活動をはじめとする新たな活動を呼びこみ、さらには地区の総合的な環境改善を実現した過程を、設計者の意図と手法に着目して明らかにしている。

第六章では、前五章の知見をもとに、五つの具体的なオープンスペースにおける事例研究を通じ、行政機関と市民がそれぞれ様々な戦略をとりながら、シビル・パブリックとオフィシャル・パブリックを均衡させていく過程を明らかにしている。利害を異にする空間の多様な利用者が、お互いの活動を調整しながらパブリックスペースとしての場のあり方を生む過程や、それを行政機関が自らの理論で規制管理する過程を、ヒアリングを中心とした社会学的手法を用いて克明に描き出したことは、大きな成果といえる。

第七章では、本論全体の結論として、メキシコ・シティ旧市街の場合、法的枠組みと行政機関の管理システムの間には柔軟な規制管理の余地が担保されており、これが良好な結果を生み出していること、また、この点がわが国の過剰な規制管理体制と異なることを指摘した上で、このような手法によって、わが国においても新たな可能性を見出すことができるはずだ、という提言をしている。

以上概観したように、本研究の最も評価すべき点は、行政機関と市民それぞれが考える二つの公共性のバランスによって成り立っているパブリックスペースについて考察し、その背後にある構造を読み解いたところにある。また、調査対象としたメキシコ・シティ旧市街におけるパブリックスペースの生成と変容の過程を明らかにした点は、本論文のオリジナリティを担保するものであり、資料としても価値があるものと認められる。さらに、この手法は、メキシコ・シティ旧市街のみならず、広く世界の都市空間の公共性を読み解く上でも適用し得る可能性を秘めており、高く評価できる。

以上の理由により、本論文は博士(工学)の学位請求論文として合格と認められる。